

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称) 四街道商業施設計画
- 2 所在地 四街道市大日466番32ほか
- 3 建物設置者 有限会社茂垣産業 代表取締役 茂垣博明
- 4 小売業者名 株式会社すばる (業種: 書籍販売 ほか)
- 5 変更しようとする事項
駐輪場の位置
- 6 変更年月日 平成25年7月13日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月18日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月2日～平成25年11月2日
 - (3) 説明会 平成25年7月1日 軽微変更承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 四街道市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年12月17日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐輪場の同一敷地内の位置の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する四街道市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積: 1, 809 m²
- 2 駐車場の収容台数: 97台
- 3 駐輪場の収容台数: 52台
- 4 荷さばき施設の面積: 24 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量: 8.6 m³
- 6 開店時刻: 午前8時
閉店時刻: 午前2時
- 7 駐車場利用可能時間帯:
午前7時30分～翌午前2時30分
- 8 駐車場の出入口の数: 2か所
- 9 荷さばき可能時間帯:
午前6時～午後2時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ国分寺台店
- 2 所在地 市原市南国分寺台3丁目9番地1
- 3 建物設置者 株式会社マルエツ 代表取締役 上田真
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時（年間60日午前9時）
(変更後) 午前 9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分（年間60日午前8時45分）～午後10時
(変更後) 午前8時45分～午後10時
- 6 変更年月日 平成25年6月29日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月16日～平成25年11月16日
 - (3) 説明会 平成25年7月22日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市原市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月27日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間について年間60日に限って1時間早めていたものを通年実施する変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市原市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1, 147 m²
- 2 駐車場の収容台数：63台
- 3 駐輪場の収容台数：57台
- 4 荷さばき施設の面積：72 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：17.7 m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ鎌ヶ谷大仏店
- 2 所在地 鎌ヶ谷市東初富四丁目744番地847
- 3 建物設置者 株式会社マルエツ 代表取締役 上田真
- 4 小売業者名 株式会社マルエツほか（業種：食料品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時45分～午後10時00分
（年間60日に限り午前8時45分～午後10時00分）
 - （変更後） 午前8時45分～午後10時00分
- 6 変更年月日 平成25年6月29日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月19日～平成25年11月19日
 - (3) 説明会 平成25年7月24日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 鎌ヶ谷市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,070㎡
- 2 駐車場の収容台数：90台
- 3 駐輪場の収容台数：92台
- 4 荷さばき施設の面積：67㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：19.8m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月28日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻を繰り上げ、それに伴い駐車場利用時間を延長するもので、既に年間60日間運用している内容であり、騒音や交通環境等周辺地域の生活環境に及ぼす影響も軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する鎌ヶ谷市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 染谷ビル
- 2 所在地 松戸市牧の原2番地10ほか
- 3 建物設置者 有限会社染谷ビル 代表取締役 染谷幸一
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時30分～午後10時00分
（年間60日に限り午前8時30分～午後10時00分）
 - （変更後） 午前8時30分～午後10時00分
- 6 変更年月日 平成25年6月29日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月19日～平成25年11月19日
 - (3) 説明会 平成25年7月18日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,717㎡
- 2 駐車場の収容台数：123台
- 3 駐輪場の収容台数：136台
- 4 荷さばき施設の面積：128.5㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：45.46㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前3時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月28日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻を繰り上げ、それに伴い駐車場利用時間を延長するもので、既に年間60日間運用している内容であり、騒音や交通環境等周辺地域の生活環境に及ぼす影響も軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ市川菅野店
- 2 所在地 市川市菅野四丁目1230番1
- 3 建物設置者 株式会社マルエツ 代表取締役 上田真
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時30分～午後10時00分
（年間60日に限り午前8時30分～午後10時00分）
 - （変更後） 午前8時30分～午後10時00分
- 6 変更年月日 平成25年6月29日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月19日～平成25年11月19日
 - (3) 説明会 平成25年7月24日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市川市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,216㎡
- 2 駐車場の収容台数：77台
- 3 駐輪場の収容台数：64台
- 4 荷さばき施設の面積：30㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：33㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月25日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻を繰り上げ、それに伴い駐車場利用時間を延長するもので、既に年間60日間運用している内容であり、騒音や交通環境等周辺地域の生活環境に及ぼす影響も軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 高橋ビル
- 2 所在地 市川市曾谷一丁目305番地5
- 3 建物設置者 高橋 芳雄
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時45分～午後10時00分
（年間60日に限り午前8時45分～午後10時00分）
 - （変更後） 午前8時45分～午後10時00分
- 6 変更年月日 平成25年7月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年6月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月19日～平成25年11月19日
 - (3) 説明会 平成25年7月24日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市川市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,310㎡
- 2 駐車場の収容台数：136台
- 3 駐輪場の収容台数：132台
- 4 荷さばき施設の面積：209㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：23㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後8時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年11月25日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻を繰り上げ、それに伴い駐車場利用時間を延長するもので、既に年間60日間運用している内容であり、騒音や交通環境等周辺地域の生活環境に及ぼす影響も軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 鈴与建物
- 2 所在地 船橋市金杉7丁目1416番地1ほか
- 3 建物設置者 有限会社鈴与商事 代表取締役 鈴木孝一
- 4 小売業者名 株式会社マルエツほか（業種：食料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 小売業を行う者の開店時刻
 （変更前） 午前10時（年間60日午前9時）
 （変更後） 午前 9時
- 6 変更年月日 平成25年7月3日
- 7 処理経過
 （1）届出日 平成25年7月2日
 （2）公告縦覧期間 平成25年7月23日～平成25年11月23日
 （3）説明会 平成25年7月25日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 （1）船橋市の意見 なし
 （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年12月2日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、営業時間を年間60日に限って1時間早めていたものを通年に変更するもので、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：158台
- 3 駐輪場の収容台数：79台
- 4 荷さばき施設の面積：102㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：24m³
- 6 開店時刻：午前9時
 閉店時刻：午後9時
 （マルエツは午前0時）
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前8時45分～午後10時
 （一部区画、午前8時45分～
 翌午前0時15分）
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
 午前3時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西白井駅前センタービル
- 2 所在地 白井市清水口1丁目1062番地3
- 3 建物設置者 千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社 代表取締役 伊藤博信
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日午前9時）
 - （変更後） 午前 9時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時30分（年間60日午前8時30分）～午前零時30分
 - （変更後） 午前8時30分～午前零時30分
- 6 変更年月日 平成25年7月3日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成25年7月2日
 - （2）公告縦覧期間 平成25年7月23日～平成25年11月23日
 - （3）説明会 平成25年7月30日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）白井市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年12月2日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、営業時間を年間60日に限っていたものを通年に変更すること及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する白井市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：110台
- 3 駐輪場の収容台数：44台
- 4 荷さばき施設の面積：120㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：20㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前零時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午前零時30分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時30分

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ランドロームフードマーケット東吉田店
- 2 所在地 八街市東吉田字荒老818番12ほか
- 3 建物設置者 株式会社ランドロームジャパン 代表取締役 村越淳司
- 4 小売業者名 株式会社ランドロームジャパン（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時45分～午後10時00分
 - （変更後） 午前8時45分～午後10時00分
- 6 変更年月日 平成25年7月15日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年7月9日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年7月30日～平成25年11月30日
 - (3) 説明会 平成25年7月31日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八街市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

＜届出概要＞

- 1 店舗面積：3,397㎡
- 2 駐車場の収容台数：224台
- 3 駐輪場の収容台数：111台
- 4 荷さばき施設の面積：162㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：105㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前7時～午後8時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年12月4日通知

＜理由＞

- (1) この届出は、営業時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間帯の変更で、騒音の予測も環境基準値を満たしており、周辺環境へ与える影響は軽微であること。
- (2) 法第8条第1項に規定する八街市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カレスト幕張
- 2 所在地 習志野市芝園1丁目1番19
- 3 建物設置者 日産自動車株式会社 代表取締役 カルロス ゴーン
- 4 小売業者名 日産カレスト幕張株式会社（業種：自動車、関連部品）
- 5 変更しようとする事項
 駐車場の位置及び収容台数
 （変更前） 346台
 （変更後） 117台
- 6 変更年月日 平成26年3月12日
- 7 処理経過
 （1）届出日 平成25年7月11日
 （2）公告縦覧期間 平成25年7月30日～平成25年11月30日
 （3）説明会 平成25年8月19日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 （1）習志野市の意見 なし
 （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月8日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、駐車場の現状の利用実態に合わせて収容台数を減少させる変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する習志野市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- （3） 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,313㎡
- 2 駐車場の収容台数：117台
- 3 駐輪場の収容台数：30台
- 4 荷さばき施設の面積：692㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：52m³
- 6 開店時刻：午前10時
 閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前9時30分～午後10時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
 午前7時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ビビット南船橋
- 2 所在地 船橋市浜町2丁目4番712
- 3 建物設置者 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
- 4 小売業者名 株式会社スーパーバリューほか (業種: 食料品、生活用品 ほか)
- 5 変更しようとする事項
 駐車場の位置及び収容台数
 (変更前) 1, 546台
 (変更後) 1, 346台
- 6 変更年月日 平成26年3月25日
- 7 処理経過
 (1) 届出日 平成25年7月24日
 (2) 公告縦覧期間 平成25年8月13日～平成25年12月13日
 (3) 説明会 平成25年9月4日 (水) 午後7時
- 8 市町村・住民等の意見
 (1) 船橋市の意見 なし
 (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月30日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐車場の収容台数を実績に応じて減少させるもので、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積: 37, 199㎡
- 2 駐車場の収容台数: 1, 346台
- 3 駐輪場の収容台数: 1, 055台
- 4 荷さばき施設の面積: 868㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量: 132㎡
- 6 開店時刻: 午前10時
 閉店時刻: 午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯:
 午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数: 6か所
- 9 荷さばき可能時間帯:
 午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 オリンピック鎌ヶ谷店（旧 掛橋ビル）
- 2 所在地 鎌ヶ谷市北中沢一丁目17番5号
- 3 建物設置者 株式会社 Olympic グループ 代表取締役 金澤良樹
- 4 小売業者名 株式会社 Olympic グループ（業種：住・生活関連用品）

5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 181台

（変更後） 99台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 136台

（変更後） 40台

（3）廃棄物保管施設の位置

（4）小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前10時

（変更後） 午前6時30分

（5）小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後8時

（変更後） 午後9時

（6）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分～午後9時30分

（変更後） 午前6時～午後10時

（7）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 2か所

（変更後） 1か所

（8）荷さばき可能時間帯

（変更前） 午前7時～午後8時

（変更後） 午前6時～午後10時

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,522㎡
- 2 駐車場の収容台数：99台
- 3 駐輪場の収容台数：40台
- 4 荷さばき施設の面積：60㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：43㎡
- 6 開店時刻：午前6時30分
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

- 6 変更年月日 平成21年9月1日： 5－(1)、(2)、(3)及び(7)
平成26年4月1日： 5－(4)、(5)、(6)及び(8)

7 処理経過

- (1) 届出日 平成25年7月31日
(2) 公告縦覧期間 平成25年8月20日～平成25年12月20日
(3) 説明会 平成25年9月12日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 鎌ヶ谷市の意見 なし
(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月17日通知

<理由>

- (1) この届出のうち、駐車場の位置及び収容台数、出入口の数及び位置の変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更、廃棄物保管施設の位置の変更については、平成21年9月1日に変更済みであることが判明し届出られたものであり、現在悪影響は見られないこと。営業時間、駐車場利用時間及び荷さばき可能時間帯の延長については、交通や騒音等の検討の結果、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する鎌ヶ谷市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ矢切駅前店
- 2 所在地 松戸市栗山字街道端25番地ほか
- 3 建物設置者 株式会社イワサ 代表取締役 岩佐 道子ほか
- 4 小売業者名 株式会社マルエツほか（業種：食料品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項

（1）小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）

（変更後） 午前9時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時45分～翌午前1時15分

（年間60日に限り午前8時45分～翌午前1時15分）

（変更後） 午前8時45分～翌午前1時15分

- 6 変更年月日 平成25年8月9日

7 処理経過

- （1）届出日 平成25年8月8日
- （2）公告縦覧期間 平成25年9月6日～平成26年1月6日
- （3）説明会 平成25年9月2日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

- （1）松戸市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月14日通知

＜理由＞

- （1）この届出は、年間60日のみ1時間早い9時からの開店時間としていたものを年間を通し9時からとする変更、及びそれに伴う駐車場利用時間の変更であり、既に運営し問題が発生していない運営内容であること、且つ昼間の範囲内の変更であることから、騒音等への影響もほとんどなく周辺環境への影響は軽微であること。
- （2）法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

＜届出概要＞

- 1 店舗面積：2,611㎡
- 2 駐車場の収容台数：77台
- 3 駐輪場の収容台数：130台
- 4 荷さばき施設の面積：369㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：18㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前1時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ミレニティ中山
- 2 所在地 船橋市本中山2丁目10番1号
- 3 建物設置者 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ ほか（業種：食料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
小売業を行う者の開店時刻
（変更前） 午前10時（マルエツのみ年間60日午前9時）
（変更後） 午前 9時
- 6 変更年月日 平成25年8月9日
- 7 処理経過
（1）届出日 平成25年8月9日
（2）公告縦覧期間 平成25年8月30日～平成25年12月30日
（3）説明会 平成25年9月2日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
（1）船橋市の意見 なし
（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月17日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、開店時間を年間60日に限って1時間早めていたものを通年に変更するもので、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,388㎡
- 2 駐車場の収容台数：78台
- 3 駐輪場の収容台数：172台
- 4 荷さばき施設の面積：64㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：46m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時
（マルエツは午前零時）
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 水代ビル
- 2 所在地 流山市松ヶ丘三丁目305番地の8ほか
- 3 建物設置者 株式会社水代ビル 代表取締役 水代 紀子
- 4 小売業者名 株式会社ワールドスポーツ（業種：釣具販売店）
- 5 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 3, 306㎡

（変更後） 2, 030㎡

（2）駐車場の位置

（3）小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後8時

（変更後） 午後9時45分

（4）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分～午後8時30分

（変更後） 午前9時30分～午後10時

（5）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 7か所

（変更後） 1か所

6 変更年月日 平成25年9月10日

7 処理経過

（1）届出日 平成25年8月13日

（2）公告縦覧期間 平成25年9月13日～平成26年1月13日

（3）説明会 平成25年8月30日

8 市町村・住民等の意見

（1）流山市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2, 030㎡
- 2 駐車場の収容台数：51台
- 3 駐輪場の収容台数：58台
- 4 荷さばき施設の面積：169㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：11.13㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前8時～午前9時30分

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月30日通知

<理由>

- (1) この届出は、既存店舗の1階をピロティ式駐車場へ改築し小売業者を変更するもので、店舗面積の縮小、駐車場の位置及び出入口の数及び位置の変更、営業時間及び駐車場利用可能時間帯の昼間の時間帯での延長で、交通、騒音に配慮され周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する流山市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ユニモちはら台
- 2 所在地 市原市ちはら台西3丁目4番ほか
- 3 建物設置者 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
- 4 小売業者名 株式会社ヤオコー ほか（業種：食料品、生活用品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数
 - （変更前） 1, 0 2 2 台
 - （変更後） 9 4 4 台
 - (2) 廃棄物等保管施設の位置及び容量
 - （変更前） 2 3 5 m³
 - （変更後） 1 2 6 m³
- 6 変更年月日 平成21年6月19日、平成19年9月6日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年8月14日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年9月3日～平成26年1月3日
 - (3) 説明会 平成25年9月5日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市原市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月8日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐輪場の収容台数及び廃棄物保管施設の容量を実績に基づき減少させる変更で周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市原市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：31, 363 m²
- 2 駐車場の収容台数：2, 134 台
- 3 駐輪場の収容台数：1, 022 台
- 4 荷さばき施設の面積：770 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：235 m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前1時
- 8 駐車場の出入口の数：8か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前4時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 公津の杜ショッピングセンター
- 2 所在地 成田市公津の杜四丁目5番地1ほか
- 3 建物設置者 京成電鉄株式会社 代表取締役 三枝紀生
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか（業種：ショッピングセンター）

5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置

（2）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 6か所

（変更後） 5か所

6 変更年月日 平成25年8月29日

7 処理経過

（1）届出日 平成25年8月28日

（2）公告縦覧期間 平成25年10月4日～平成26年2月4日

（3）説明会 平成25年9月19日 軽微変更承認

8 市町村・住民等の意見

（1）成田市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年2月10日通知

＜理由＞

- （1） この届出は、駐車場の位置及び出入口の変更で、交通・騒音等への影響がほとんどないと認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する成田市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

＜届出概要＞

- 1 店舗面積：28,622㎡
- 2 駐車場の収容台数：1499台
- 3 駐輪場の収容台数：500台
- 4 荷さばき施設の面積：901㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：164m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時